

議案第 87 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

1 認定

整理番号	図面番号	路線名	起 終	点 点	
20	1	小 向 仲 野 町 第 1 4 号 線	幸 区 小向仲野町	4 3 番	8 先
			幸 区 小向仲野町	4 3 番	4 先
21	2	子 母 口 第 9 9 号 線	高津区 子母口	1 2 6 番	8 先
			高津区 子母口	1 2 6 番	1 8 先
22	2	子 母 口 第 1 0 0 号 線	高津区 子母口	1 2 6 番	1 先
			高津区 子母口	1 1 1 番	1 2 先
23	3	子 母 口 第 1 0 1 号 線	高津区 子母口	3 9 9 番	3 先
			高津区 子母口	4 0 0 番	6 先
24	4	神 木 本 町 第 1 7 7 号 線	宮前区 神木本町 4 丁目	2 0 5 番	6 先
			宮前区 神木本町 4 丁目	2 0 5 番	4 3 先
25	5	中 野 島 第 2 1 4 号 線	多摩区 中野島	1 6 2 8 番	2 先
			多摩区 中野島	1 6 2 8 番	8 先
26	6	南 生 田 第 2 3 1 号 線	多摩区 南生田 2 丁目	7 0 8 3 番	1 0 先
			多摩区 南生田 2 丁目	7 0 8 3 番	2 先
27	7	西 生 田 第 1 7 3 号 線	多摩区 西生田 2 丁目	2 8 4 8 番	6 先
			多摩区 西生田 2 丁目	2 8 5 2 番	7 先
28	8	菅 馬 場 第 1 2 7 号 線	多摩区 菅馬場 1 丁目	3 7 9 5 番	8 先
			多摩区 菅馬場 1 丁目	3 7 9 6 番	6 先

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点
29	9	上 麻 生 第 4 0 7 号 線	麻生区 上麻生 4丁目	50番 75先
			麻生区 上麻生 4丁目	50番 6先
30	9	上 麻 生 第 4 0 8 号 線	麻生区 上麻生 4丁目	50番 71先
			麻生区 上麻生 4丁目	50番 60先
31	10	上 麻 生 第 4 0 9 号 線	麻生区 上麻生 7丁目	187番 12先
			麻生区 上麻生 7丁目	188番 6先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点
32	11	子 母 口 第 4 5 号 線	高津区 子母口	162番 先
			高津区 子母口	165番 1先
33	12	子 母 口 第 6 8 号 線	高津区 子母口	114番 先
			高津区 子母口	112番 先
34	13	北 見 方 第 1 9 号 線	高津区 北見方 2丁目	376番 6先
			高津区 北見方 2丁目	377番 1先
35	14	馬 絹 第 1 3 号 線	宮前区 馬絹	957番 1先
			宮前区 馬絹	957番 1先
36	15	西 生 田 第 5 号 線	多摩区 西生田 2丁目	2848番 6先
			多摩区 西生田 2丁目	2852番 1先
37	16	上 麻 生 第 2 0 7 号 線	麻生区 上麻生 7丁目	187番 6先
			麻生区 上麻生 7丁目	187番 4先

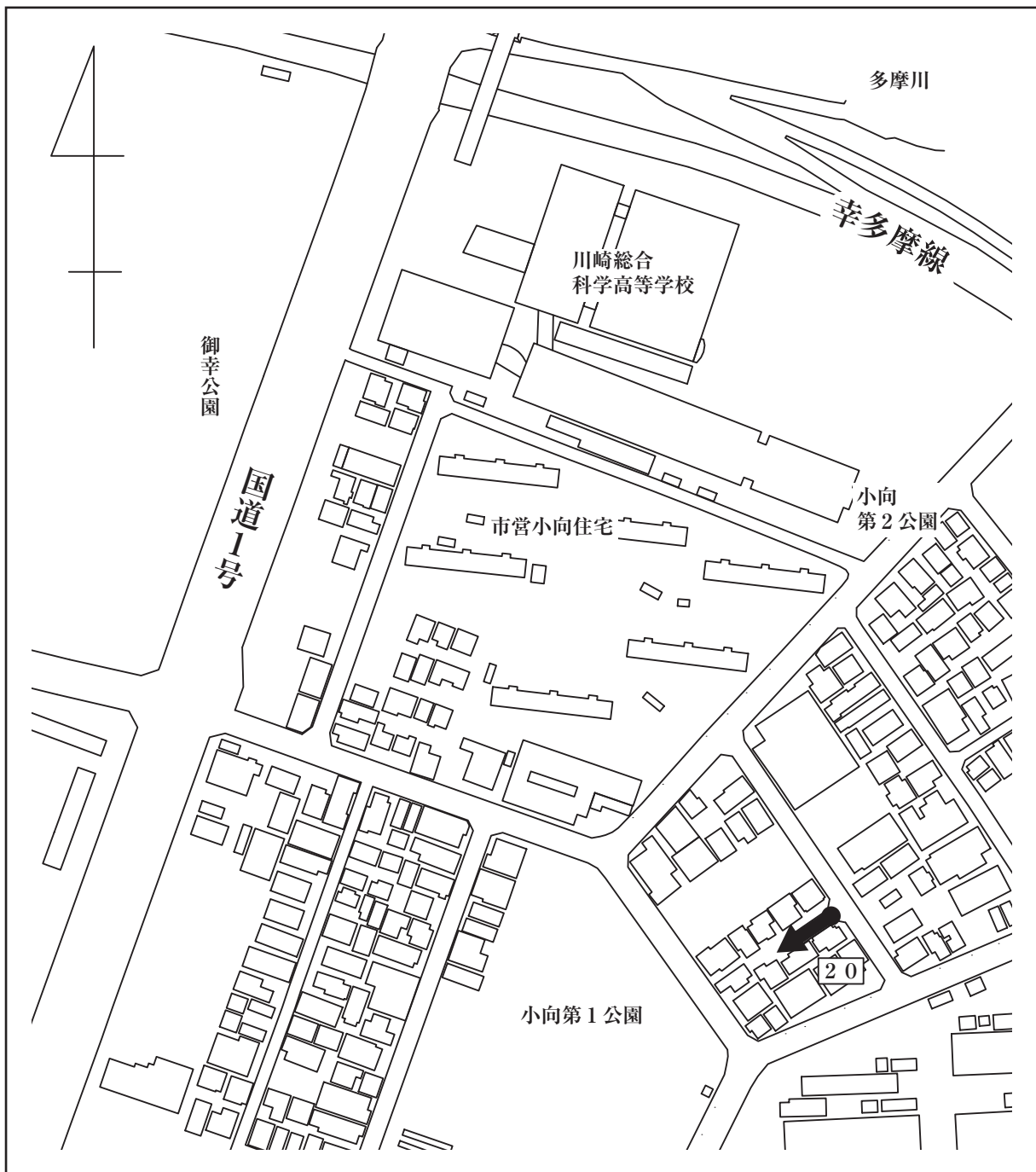
認定理由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（幸区小向仲野町地内）

整理番号 20



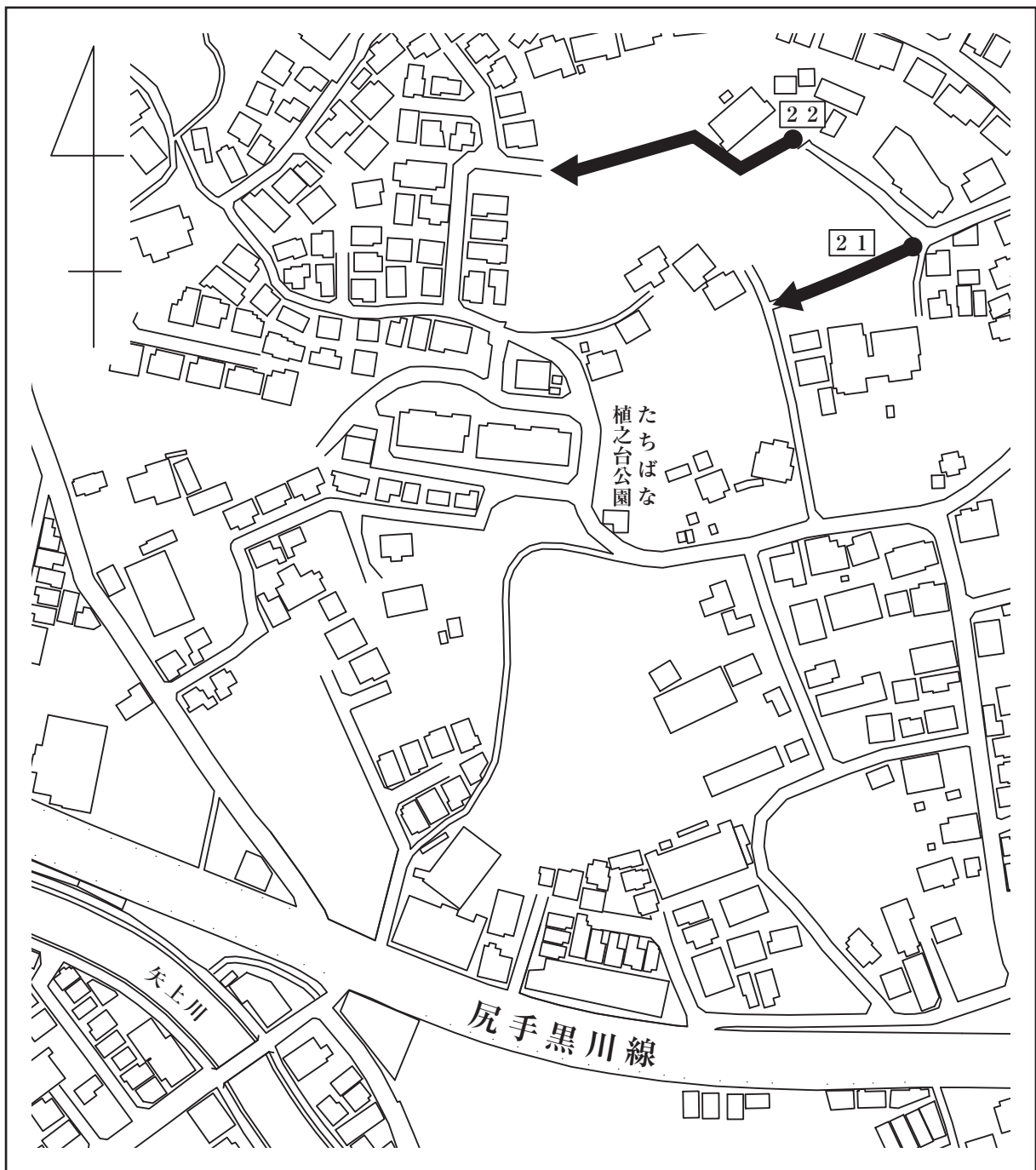
認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区子母口地内）

整理番号 21、22



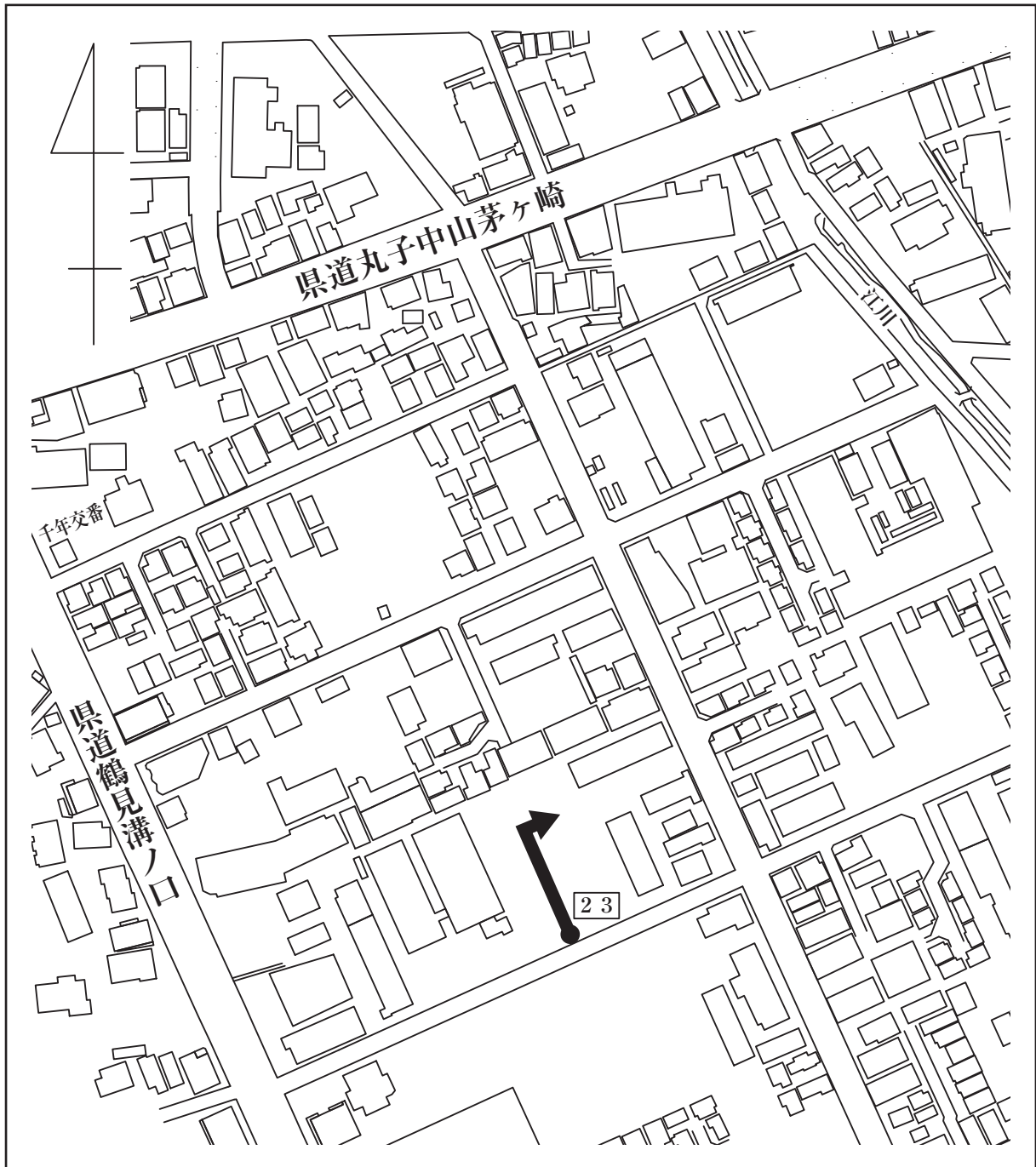
認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区子母口地内）

整理番号 23



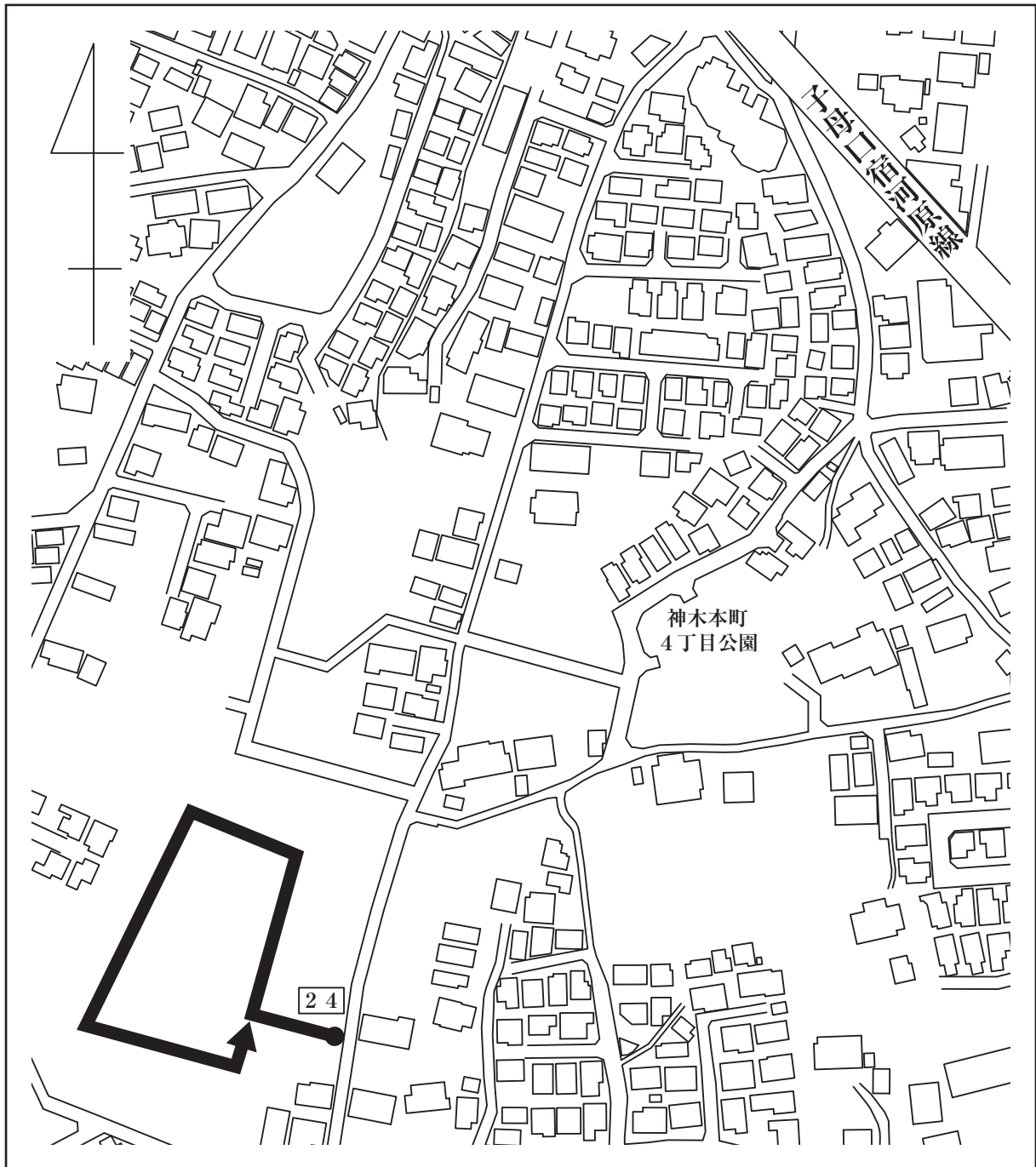
認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区神木本町4丁目地内）

整理番号 24



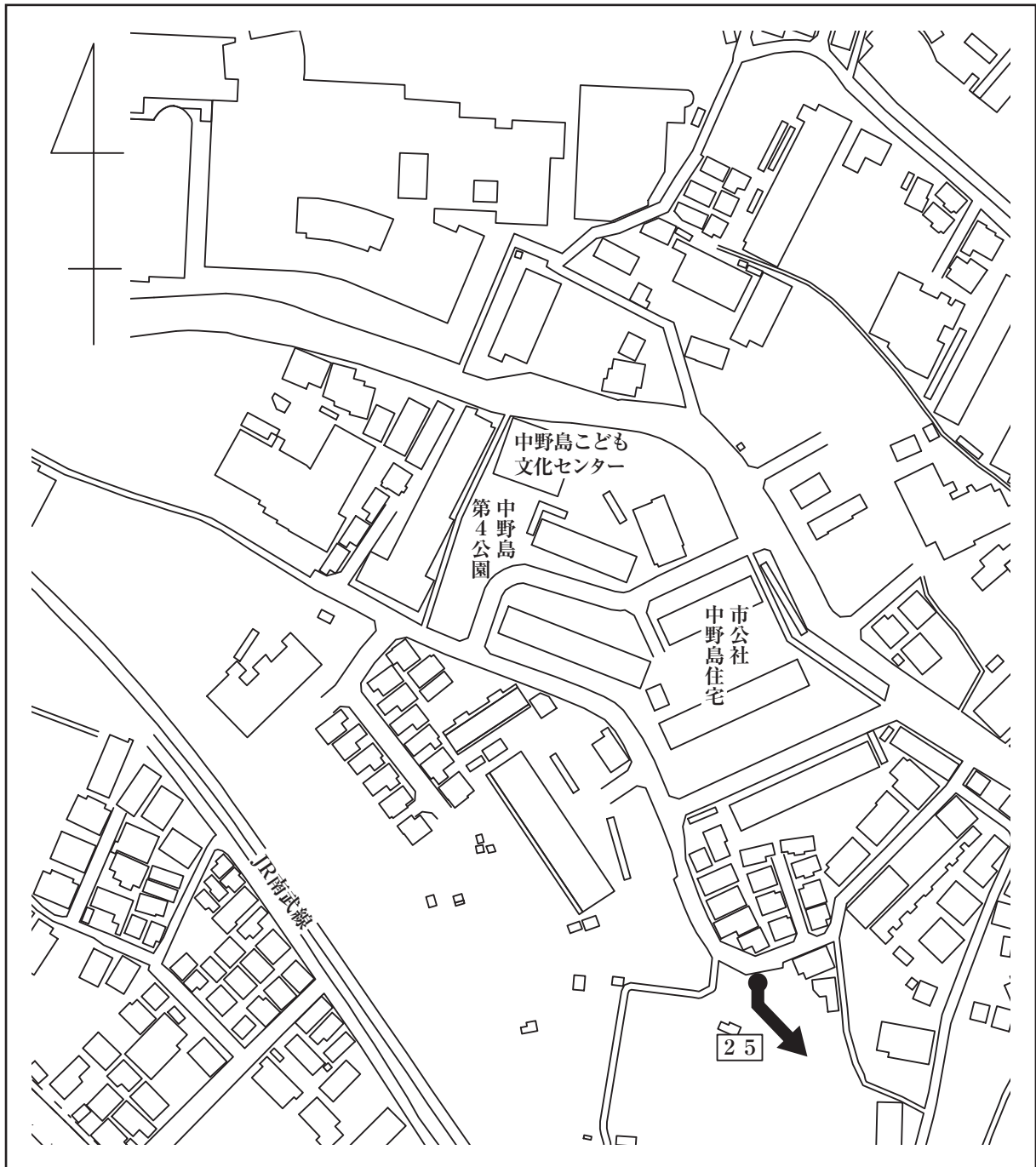
認 定 理 由

図面番号⑤

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区中野島地内）

整理番号 25



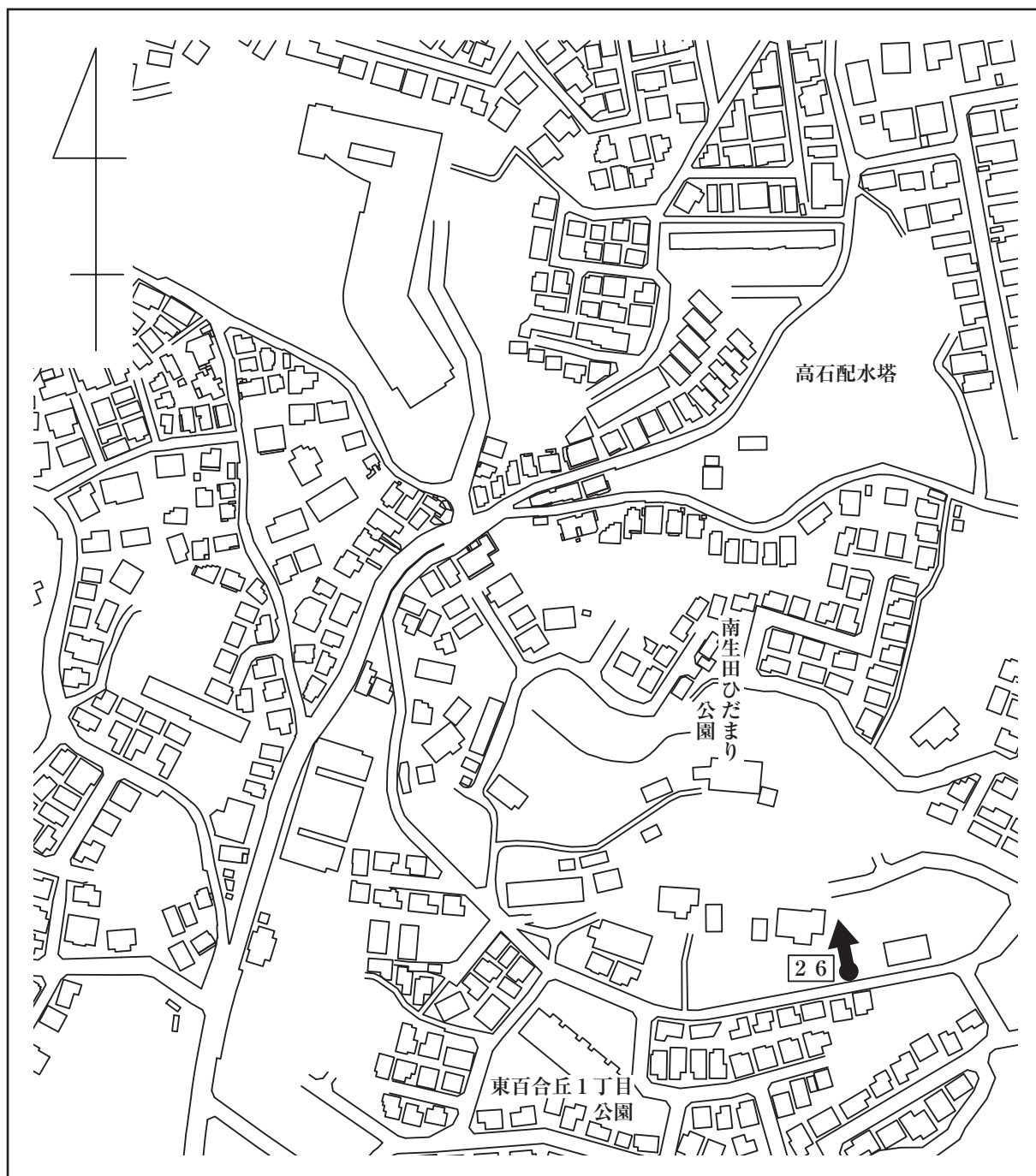
認 定 理 由

図面番号⑥

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区南生田2丁目地内）

整理番号 26



認 定 理 由

図面番号⑦

本箇所は、路線の一部は不要であるため廃止をするが、残置路線は一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区西生田2丁目地内）

整理番号 27



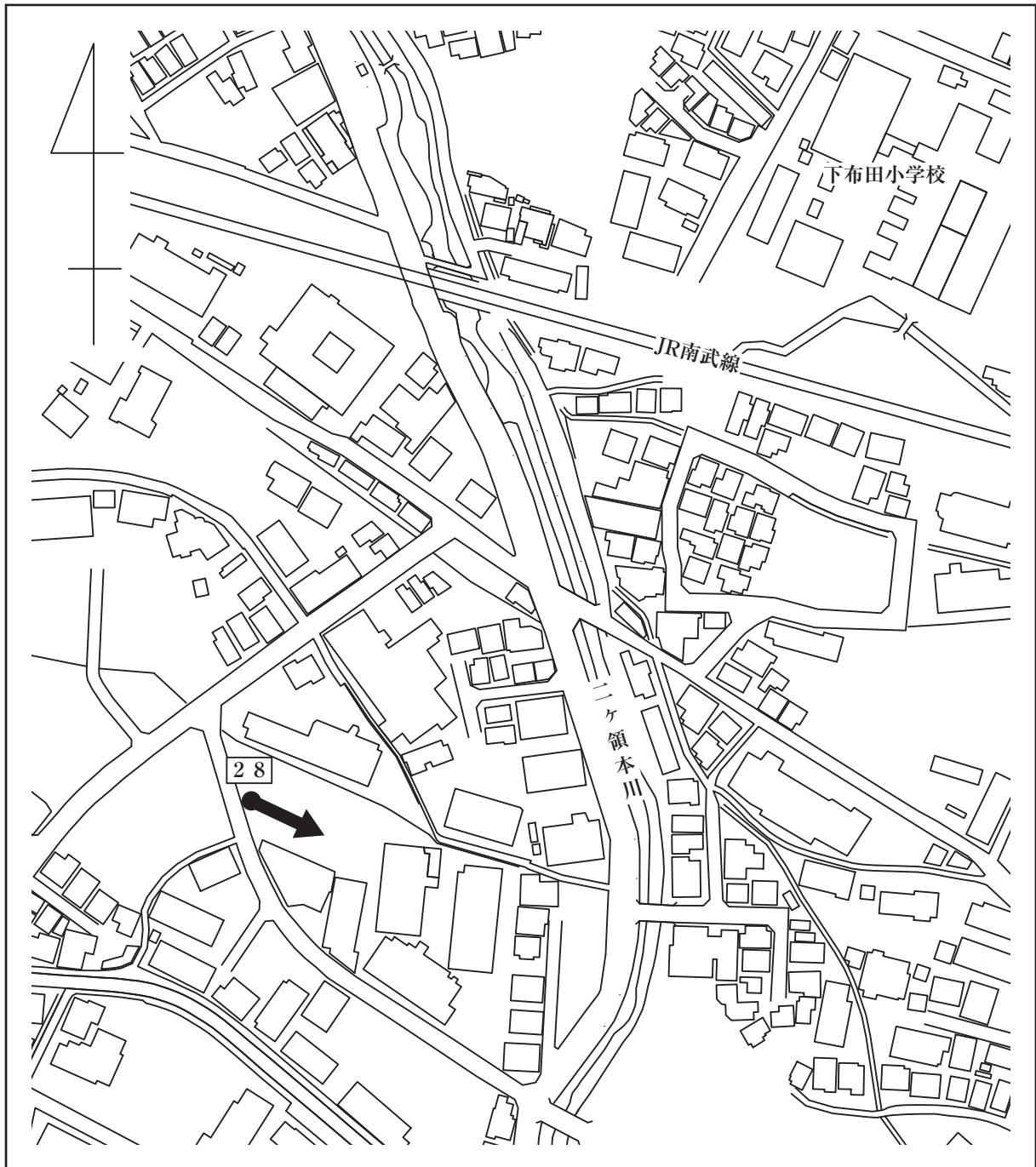
認定理由

図面番号⑧

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区菅馬場1丁目地内）

整理番号 28



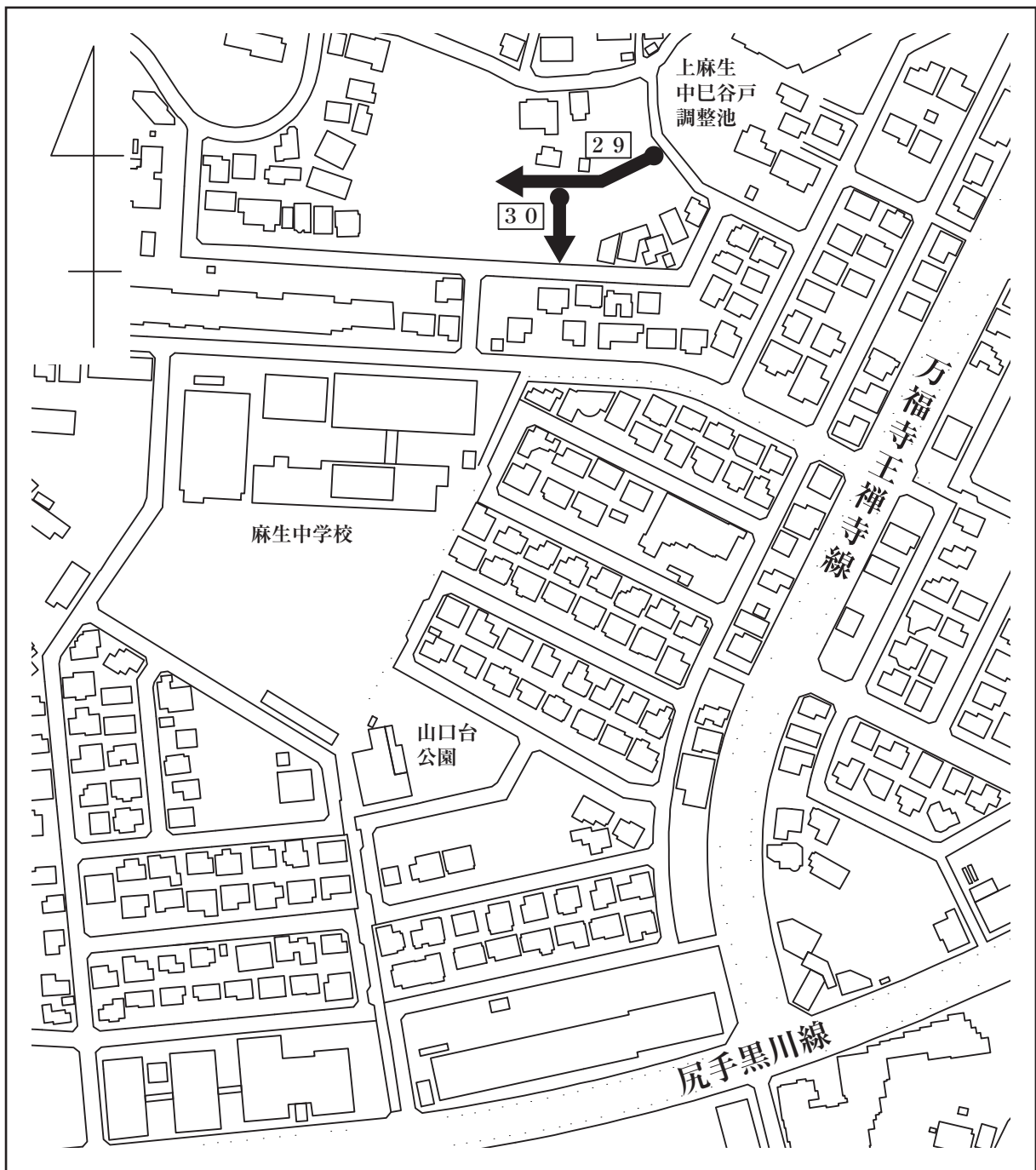
認 定 理 由

図面番号⑨

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区上麻生4丁目地内）

整理番号 29、30



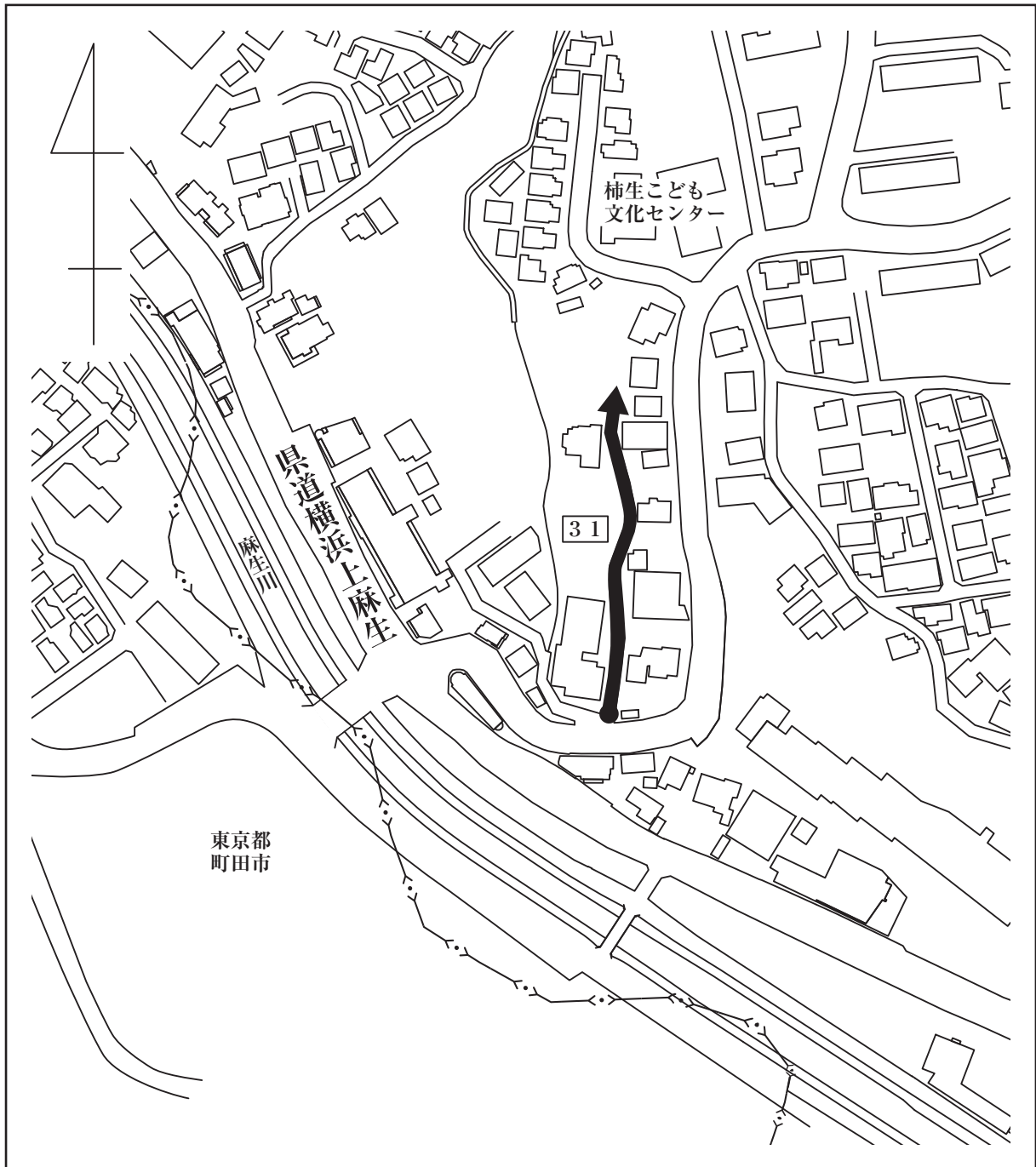
認 定 理 由

図面番号⑩

本箇所は、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区上麻生7丁目地内）

整理番号 31



廃止理由

図面番号⑪

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（高津区子母口地内）

整理番号 32



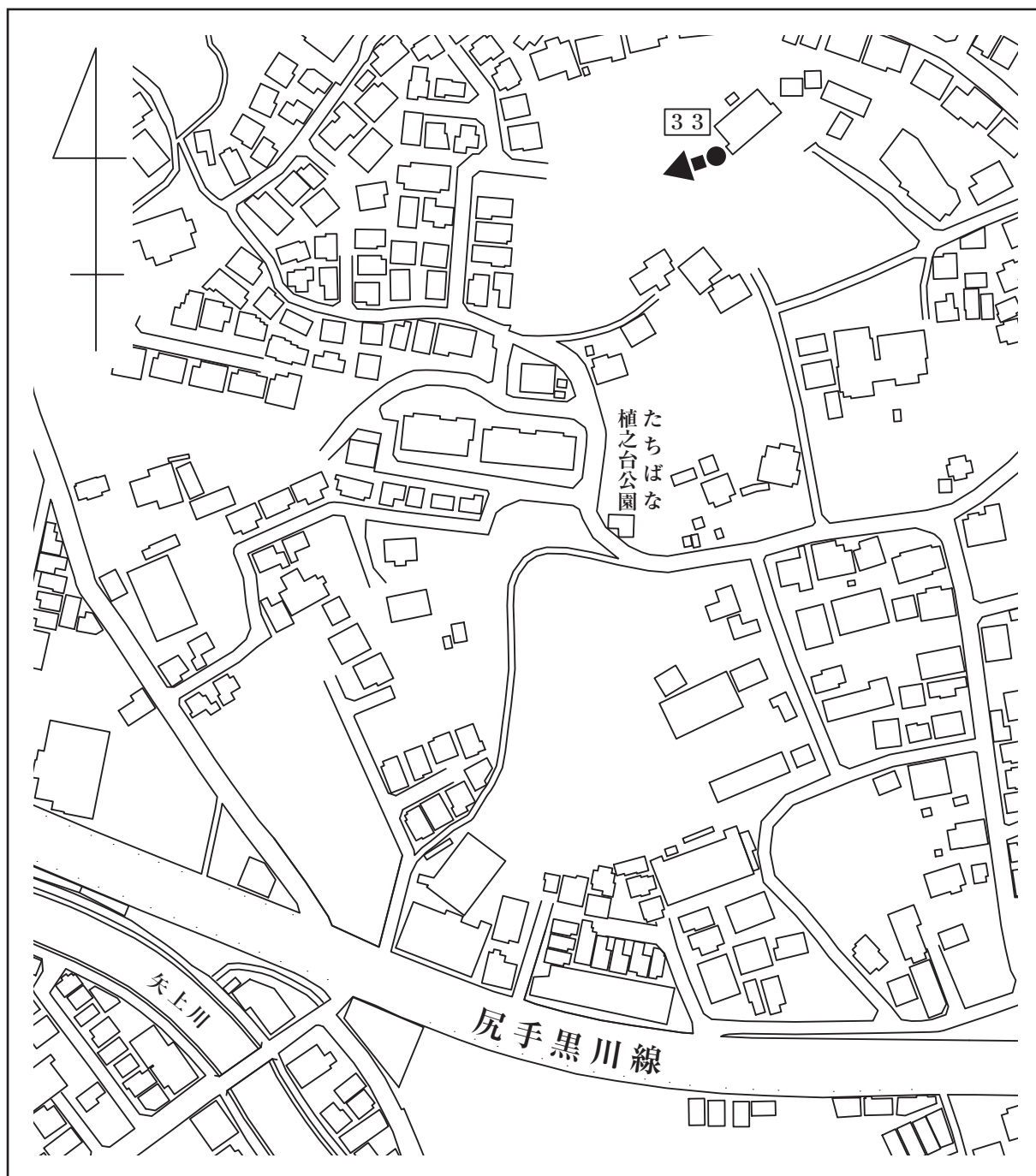
廃止理由

図面番号⑫

本箇所は、一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（高津区子母口地内）

整理番号 33



廃止理由

図面番号⑬

本箇所は、一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（高津区北見方2丁目地内）

整理番号 34



廃止理由

図面番号⑭

本箇所は、一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区馬絹地内）

整理番号 35



廃止理由

図面番号⑮

本箇所は、路線の一部が一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区西生田2丁目地内）

整理番号 36



廃止理由

図面番号⑩

本箇所は、一般交通に必要なないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区上麻生7丁目地内）

整理番号 37

